

重層的支援体制整備事業について

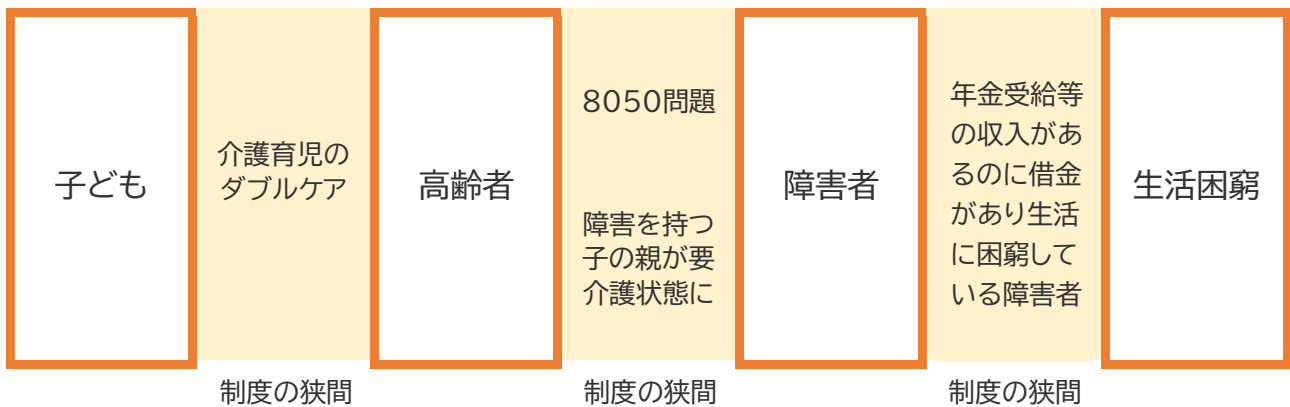
1. 重層的支援体制整備事業の目的と内容について

これまでの日本の社会保障制度は、高齢者、障害者、子どもなど、属性や対象者のリスク別の福祉制度を整備し、住民の暮らしを支えてきました。介護保険に関する相談は高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターへ、障害に関する相談は障害者地域活動支援センターへ、というように相談窓口は相談者の属性別・分野別に設置されています。

しかし、相談する住民にとっては、福祉に関する相談窓口が多数存在しており、相談に行っても窓口を「たらいまわし」にされ、どこに相談すればいいかわからない、といった声が聞かれます。

また、近年は一つの世帯や個人が複数の課題を抱えているケースが増えています。例えば 80代の親が50代の中高年の引きこもりの子どもを養う8050問題、介護と子育てを同時に担うダブルケア、ごみ屋敷、虐待、孤独死など、住民が抱える課題が複合化・複雑化し、従来の高齢者、障害者、子どもなど、分野や属性別の『縦割り』の福祉制度では対応しきれないケースが発生しており、各分野の支援機関同士の連携・調整が求められています。

分野や属性別の縦割りの福祉制度では対応できない制度の狭間に落ちる問題・ニーズの存在



各分野の支援機関同士の連携・調整が必要（一体的な支援体制）

国は住民が抱える複合化・複雑化した支援につながりにくい困りごとを解決するために、市町村が創意工夫を持って分野別や属性別の既存の枠組みを超えた、包括的な支援体制を構築・実践できる仕組みを作るために、令和2年(2020年)7月に社会福祉法の改正を行い、令和3年(2021年)4月より市町村の新たな任意事業として「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

このような中、美作市社会福祉協議会は、令和4年4月より美作市から重層的支援体制整備事業を受託し、これまで実施してきた相談支援や地域づくり支援の取組みを活かして、高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応できない複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制の構築に取り組んでいます。

2. 美作市社協が受託する重層的支援体制整備事業の3つの支援に関わる5つの事業について

「重層的支援体制整備事業」は、市町村の既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、次のⅠ～Ⅲの3つの支援に関わる5つの事業を一体的に実施することが必須となっています。

重層的支援体制整備事業の構成図

支援区分	事業名
Ⅰ. 相談支援	①包括的相談支援事業
	②多機関協働事業
	③アウトリーチを通じた継続的支援事業
Ⅱ. 参加支援	④参加支援事業
Ⅲ. 地域づくりに向けた支援	⑤地域づくり事業

Ⅰ. 相談支援は、3つの事業で構成しており、1つが「**包括的相談支援事業**」で、各分野の既存の相談窓口が本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止められるように支援をしていくことと、他分野の相談など、1つの相談窓口では解決できないケースに対して、適切な相談支援機関と連携を図りながら支援を行います。

2つ目が「**多機関協働事業**」で、上記の「包括的相談支援事業」で受け止めた相談のうち、課題が複合化・複雑化しており支援機関間の役割分担整理や全体調整が必要な場合、各支援機関をつなぐ調整役を担う「包括化推進員」が支援会議や重層的支援会議を開催し、支援の方向性を定め、チームアプローチによる支援を実施します。

3つ目が「**アウトリーチを通じた継続的支援事業**」で、複合化・複雑化した課題を抱える世帯や何らかの理由で引きこもり、SOSを発信できない当事者やその家族、支援が届いていない人を訪問し、本人との信頼関係を構築しつつ必要な支援につなげられるよう丁寧な働きかけを行い継続的な支援を行います。この3つの事業を行いながら、相談支援の強化を図ります。

Ⅱ. 参加支援は、生活困窮者や引きこもり、障害者等の社会的孤立者の中で、社会や地域との関わりに意欲が出てきた人を地域につなぎ戻していくための支援になります。仕事をしたり、地域行事に参加したり、本人に合った場を探して、そこで役割を見出せるよう働きかけを行います。本人のニーズと地域資源(就労や居場所、社会参加に向けた機会)を有効活用して社会とのつながりを回復できるよう支援会議や重層的支援会議で支援調整をし、プラン作成を行います。

Ⅲ. 地域づくりに向けた支援は、このような取り組みを進めていく土台になる地域に対して、「サロン」「居場所づくり」「通いの場」「カフェ」等の既存の活動に、生活課題を抱える人が地域とつながりを持てるような機能を加えたり、社会的孤立の発生や深刻化防止のために、住民同士の関係性を育み、地域のつながりの再構築に向けた学びや交流、活動の場を整備し、地域づくりを併せて推進します。

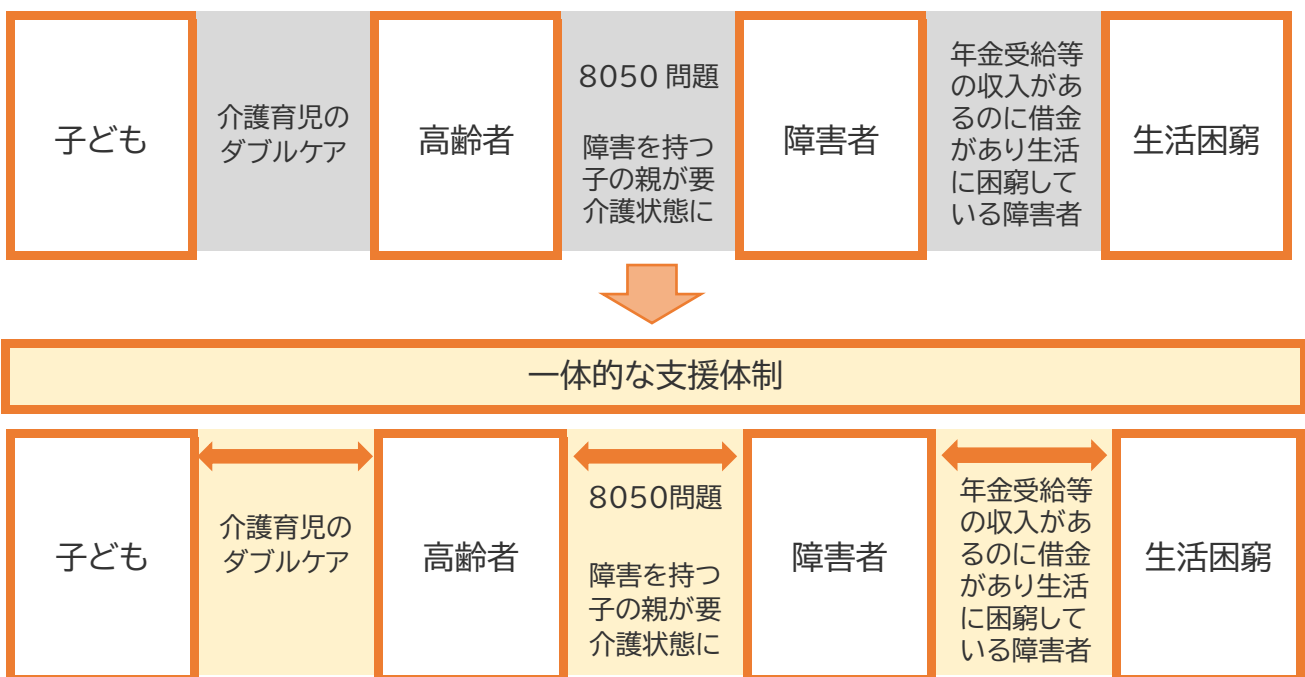
3. 重層的支援体制整備事業の実施により何が変わるのか

重層的支援体制整備事業は、市町村全体で「断らない包括的な支援体制」を構築するものであり、新しい「窓口」を作るものではありません。全ての住民を対象に、既存の支援機関の機能を活かしながら、これまで分野や制度の縦割りによりできなかった支援が、この事業を通じてできるようになります。

従来 of 制度の縦割りを打破し、制度に人を合わせるのではなく、困り事を抱えている本人と家族を中心とした支援へと福祉の大転換を図ることが期待されています。これこそ断らない相談支援であって、誰も置き去りにしない社会を実現する基盤となる事業になります。

各制度で定められた支援機関の機能を越えた支援が可能になり、制度の狭間の複合的な課題にアプローチできるようになります。

【 制度の狭間に落ちる問題・ニーズの存在 】



各制度で定められた相談支援機関の機能を越えた支援が可能に

(8050問題のケース事例)

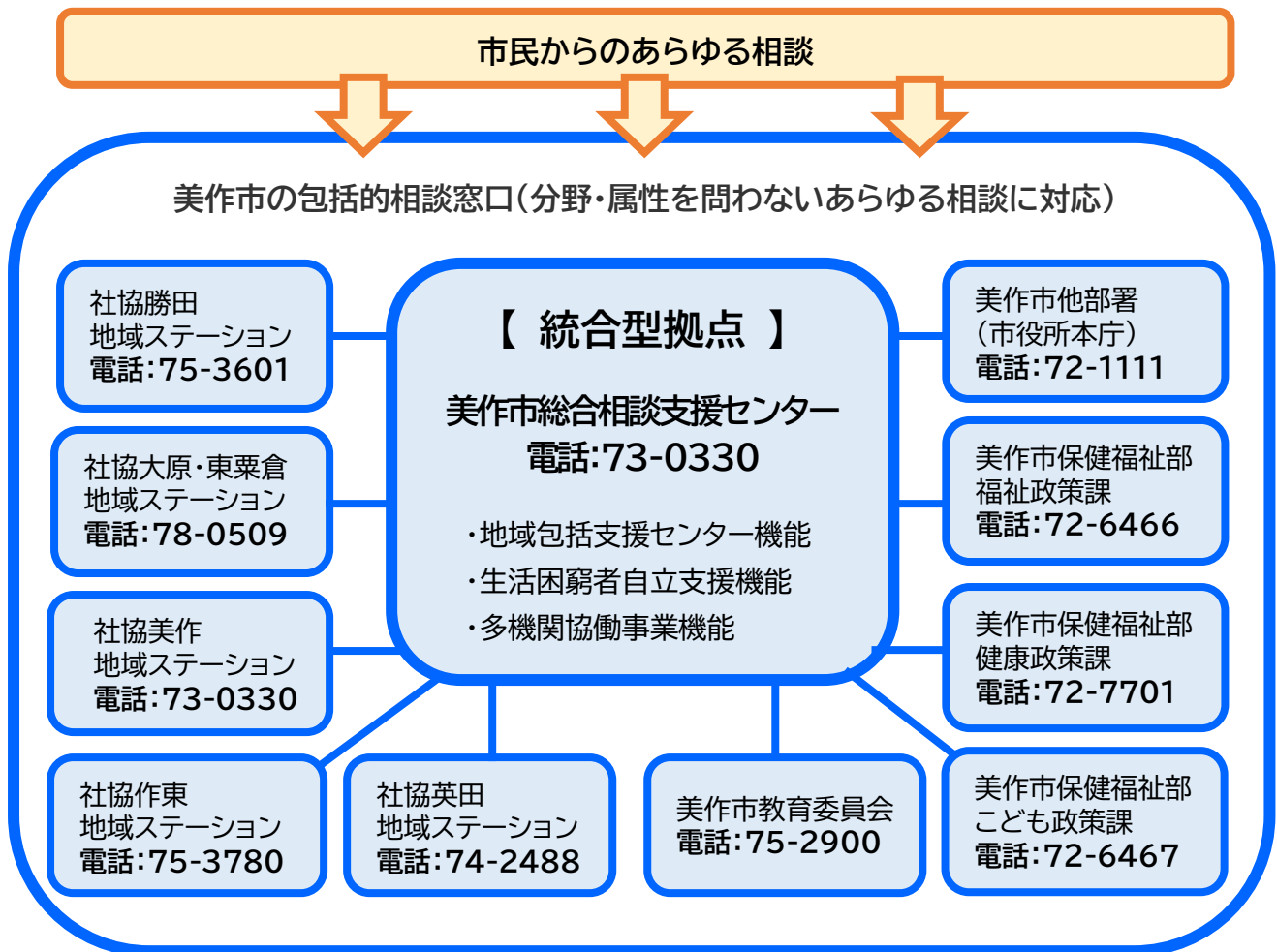
80歳の親の介護保険の相談に地域包括支援センター職員が自宅を訪問した際、同居する50歳の子が親の年金をあてに仕事もせず生活に困窮していることがわかりました。支援が必要ながわかっていても、子が地域包括支援センター事業の対象外で、制度の補助金等の目的外使用と見做されることから、従来はその場で対応することができませんでした(制度の縦割りの弊害)。

重層的支援体制整備事業の実施により、今まで支援の必要性がわかっていても関われなかったケースについて、今後は他の分野の専門機関や支援機関との連携が取りやすくなります。

このケース事例の場合では、50代の生活に困窮している子について、地域包括支援センターと生活困窮者の自立支援機関の双方の支援機関が協働して、この世帯の支援に関わることができるようになります。

4. 美作市の重層的支援体制整備事業における包括的支援体制について

① 相談支援～包括的相談支援事業



美作市の重層的支援体制整備事業の相談支援体制は、美作市保健センター内に設置している「美作市総合相談支援センター」を既存の相談支援機能(地域包括支援センター・生活困窮自立支援事業・多機関協働事業)をまとめた統合型拠点に据え、全世代を対象にした包括的な初期相談の窓口として、美作市社協がその運営を担っています。

縦割行政の弊害の伴わない市民目線に立った相談支援と、SOS を発することができない市民の声を拾うアウトリーチ(訪問活動)の実践、複数の支援機関の連携をさらに強化し、福祉に携わる関係者全員が心のこもった支援を行います。

また、住民の身近な生活圏域でもあらゆる相談に対応するために「社協地域ステーション」を市内 5 か所に設置します。各ステーションには、社協のコミュニティソーシャルワーカーと地域包括支援センターのステーション相談員の専門職が総合相談に対応し、支援が届いていない方に対しては、地域住民との連携を図りながらアウトリーチ等により、継続的に関わり続ける伴走型支援を行い、美作市総合相談支援センターや支援機関等と協働で課題解決に取り組めます。

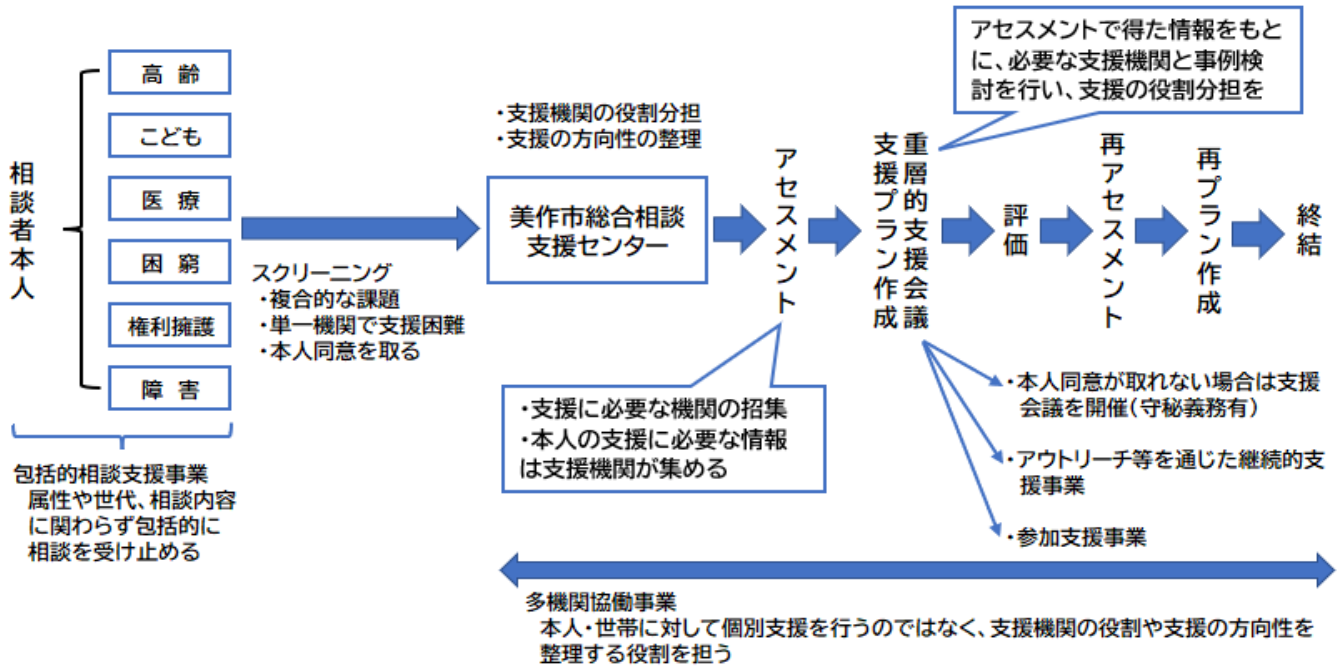
その他、従来からある既存の行政や教育委員会等の相談窓口においても、相談支援の取組みを活かしながら、担当する業務の範疇のみで相談に応じるのではなく、各相談支援機関が分野横断的かつ包括的に相談に応じます。

② 相談支援～多機関協働事業

それぞれの相談窓口に寄せられるケースの中で、課題が複雑・複合的であると判断する場合は、美作市総合相談支援センターの多機関協働事業を所轄する包括化推進員に繋がります。

包括化推進員は、ケース全体の調整を行うコントロールタワーとなり、課題を抱える世帯のアセスメントを行い、支援機関等それぞれの役割や支援の方向性を整理する支援プランを作成し、支援会議や重層的支援会議を開催して、チームアプローチによる支援体制に取組みます。

●断らない相談(属性を問わない)における包括的相談支援事業から多機関協働事業への流れ



●支援会議と重層的支援会議について

重層的支援体制整備事業では、多職種による連携や多機関の協働が事業の重要な基盤となるため、関係者間において、円滑な情報共有や協議が行えるよう、以下の通り支援会議と重層的支援会議の2つの会議体を設置します。

支援会議は、社会福祉法第106条の6に規定されている会議であり、会議の構成員に対する守秘義務を設け、関係機関等がそれぞれ把握できていても支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。

重層的支援会議は、重層事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するものです。

名称	根拠	本人同意	守秘義務の法的規定	会議内容
支援会議	社会福祉法第106条の6	不要	有 (社福法第106条の6)	情報を共有して必要な支援体制を検討
重層的支援会議	重層的支援体制整備事業実施要綱	必要	無	・プランの適正性の協議 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の把握と検討

③ 相談支援～アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

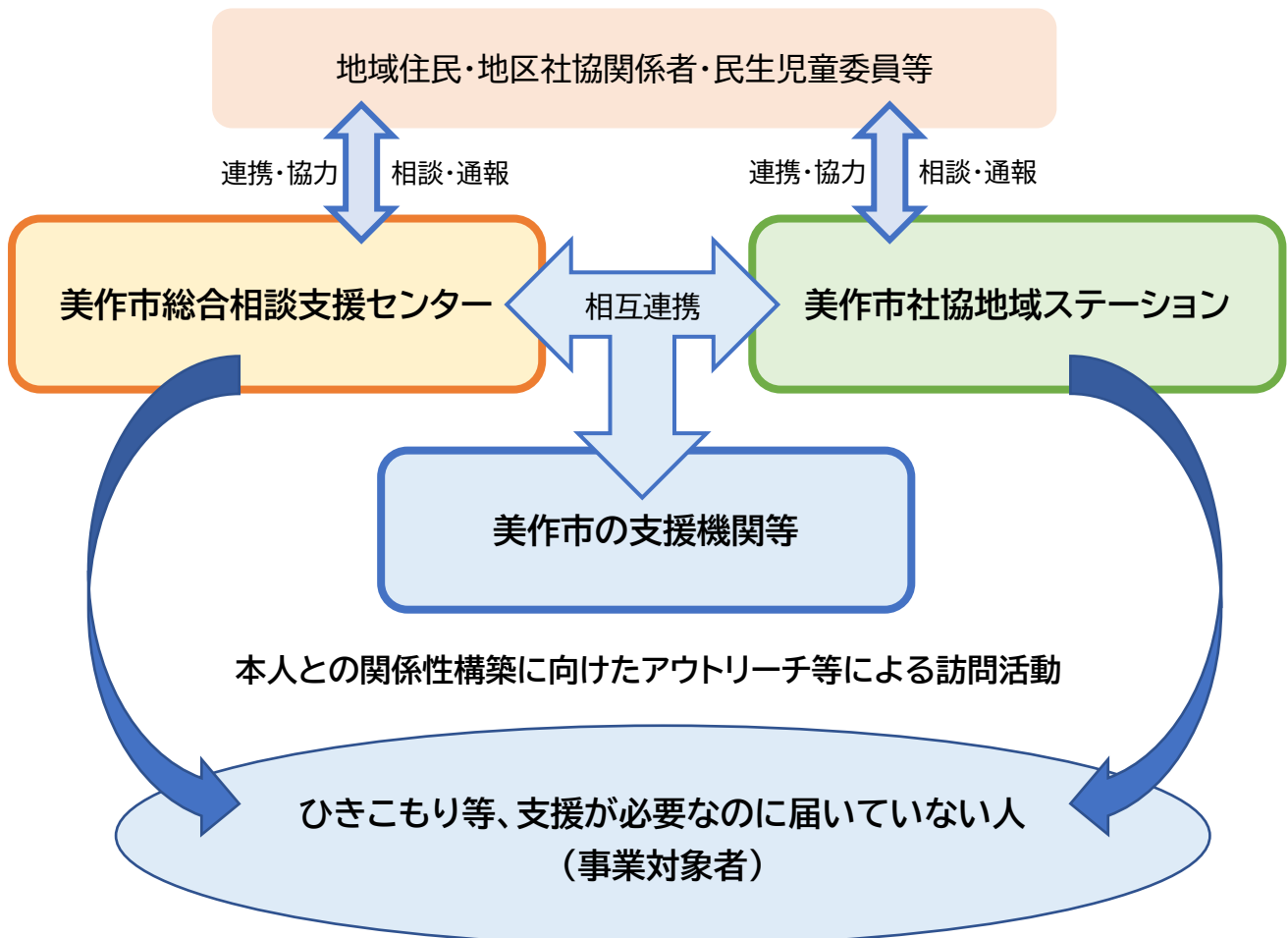
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複雑・複合化した課題を抱えている状態で必要な支援が届いていない人に、適切な支援を届けるための事業です。

この事業の支援対象である「ひきこもり」や「8050」等のケースでは、自ら支援を求めることが困難であったり、支援を受けることを拒否する個人や世帯が多く、利用申込み(本人が同意すること)に至るまでに、相当な時間を要することが想定されるため、本人との丁寧な関係性の構築が重視されます。

美作市総合相談支援センターの包括的相談支援に係る専門職と市内5か所に設置している社協地域ステーションのコミュニティソーシャルワーカーが、活動の中から支援の必要な人を発見し、訪問活動による情報収集や支援機関との情報共有から、この支援事業が始まります。本人や家族との信頼関係を構築し、継続的な支援を通じたつながりづくりを目的に、以下の支援に取り組みます。

- ①支援機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集
- ②支援機関や関係者との事前調整
- ③支援対象者との関係性構築に向けた支援
(手紙を置いたり、メール、支援情報等をチラシやリーフレット等で情報提供)
- ④家庭訪問及び同行支援
(自宅への訪問等や他の相談窓口や職業体験ボランティア等に同行するなどして、本人やその世帯を取り巻く人間関係の拡充をサポート)

●アウトリーチ等を通じた継続的支援のイメージ図



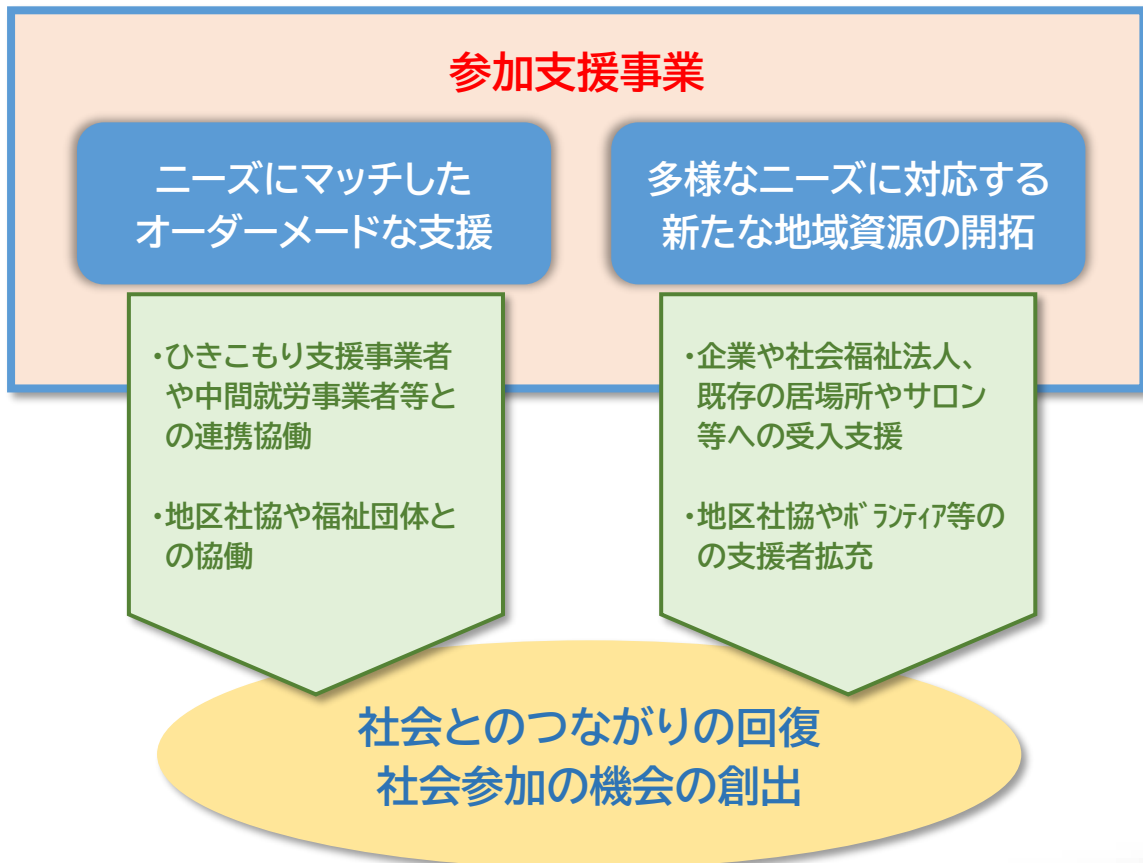
4 参加支援

参加支援事業は、ひきこもり等、既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の社会資源を活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行い、社会参加の機会を促進します。

本人のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源をコーディネートして、本人と参加支援メニューのマッチングを行います。また、新たな社会資源への働きかけや、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズ、現在の状態にあった支援メニューをつくります。

既存の社会資源の活用方法を拡充するために、社会参加に向けた多様な支援メニューや社会資源の開発に向け、美作お助け隊や地域の団体や個人等へ働きかけを行います。

本人と支援メニューのマッチング後は、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているか、フォローアップを行い、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることなどがある場合はサポートを行います。



⑤ 地域づくりに向けた支援

地域づくりに向けた支援は、これまで地区社協活動等で行われてきた住民相互の支え合いによる互助の取組みの活性化を図りながら、「サロン」や「居場所づくり」「通いの場」「カフェ」等の既存の活動に、生活福祉課題を抱えた人が地域とつながりを持てるような機能を加え、住民同士の関係性を育み、地域のつながりの再構築に向けた学びや交流、活動の場を整備し、その土台となる地域づくりを推進します。地域づくりを進めていくために、5つの活動に重点的に取り組めます。

- ① 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備
- ② 引きこもりや障害者等が、地域で活躍できる機会の創出
- ③ 住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みることができる体制づくり
(地区社協の「福社会議事業」や「おたがいさまネット事業」の活動支援。)
- ④ 市内の小中高校生に向けた福祉教育や、地域のつながりの再構築に向けた住民の学びや交流の場の整備
- ⑤ 住民が主体的に地域づくりに参加できるような広報・啓発活動の支援



地区社協の小地域ケア会議(地区ケア会議)



地区社協の見守り会議



障害理解を広めるボランティア養成講座



美作市社会福祉協議会

住民に向けた地域福祉講座

福祉の様々な問題に対して、ワンストップで相談に応じます。
ご連絡は、お近くの社協地域ステーションへ！ **市外局番 0868**

地 域	名 称	電話番号
市内全域	総合相談支援センター (美作市役所内)	 73-0330
勝田地域	社協勝田地域ステーション (勝田総合支所内)	 75-3601
大原・東粟倉地域	社協大原・東粟倉地域ステーション (大原保健センター内)	 78-0509
美作地域	社協美作地域ステーション (美作市役所内)	 73-0330
作東地域	社協作東地域ステーション (美作市社会福祉協議会本所内)	 75-3780
英田地域	社協英田地域ステーション (英田総合支所内)	 74-2488